

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見及びこれに対する県の考え方

○意見募集期間

令和6年11月6日（水曜日） から 令和6年12月5日（木曜日）

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 2件（意見提出者数 2人）
- ・意見別の内訳

意見の内容	件数
1 制定内容に関する意見	0
2 その他	2

○意見の反映状況

意見の反映状況	件数
A 本案に反映しました。	0
B 本案に反映していませんが、ご意見の趣旨は既に盛り込んでいます。	0
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	0
D 本案には反映できません。	0
E その他	2

意見 No.	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
1	2	既存の規則改正なのに、肝心の改正後の規則案が示されていないので、確認しようも意見のしようもない。いい加減な仕事をしないでほしい	E	この施行規則案については、規則案の概要資料によりパブリックコメントをさせていただきました。分かりづらく申し訳ありませんでしたが、今回の規則改正は、土砂搬出届を提出する際、添付書類として資源の有効な利用の促進に関する法律に基づく「再生資源利用促進計画」などを提出すれば、届出様式の記載事項と重複する事項の記載を省略することを可能としたことと、盛土規制法の施行を踏まえ、土砂条例から、土砂埋立行為の許可制度などに関する規定を削除したことを受け、関係する規定や様式を削除したことが主な内容になります。
2	2	「神奈川県土砂の適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）」に関する意見 規則から、「 <u>県民の生活の安全を確保すること</u> 」を削除しているが、熱海の土石流を受け、盛土規制法ができたのに、県の条例はその趣旨から県民の安全を除くというのは、本末転倒ではないか。 また、 <u>報告の徴収先として、これまで規定されていた土地の所有者を除く</u> のも、盛土規制法の規定と矛盾するのではないか。	E	土砂条例については、令和6年10月に「県民生活の安全を確保すること」という目的を削除する改正を行いました。この趣旨は、「規則改正の背景」に記載しましたとおり、これまで、本県では、法の規制がない中、土砂条例により危険な盛土の発生防止に取り組んできましたが、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」）が施行されたことを受け、盛土規制法と重複する規定を見直したものです。 また、報告の徴収先から土地の所有者を除く改正を行ったのも同様に重複する規定を削除したもので、今後は、盛土規制法に基づき土地の所有者等から報告又は資料の提出を求めることとなり、盛土規制法の規定と矛盾するものではありません。